

函館市地域防災計画（改訂案）の概要

■ 函館市地域防災計画

災害対策基本法第42条，函館市防災会議条例第3条に基づき，市民の生命，身体および財産を災害から守ることを目的に函館市防災会議が作成するもの

■ 函館市地域防災計画の構成

| | |
|------------|------------------------------|
| 第1章 総則 | 第5章 個別災害対策計画 |
| 第2章 災害予防計画 | 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 |
| 第3章 災害応急対策 | |
| 第4章 災害復旧計画 | |

■ 計画改訂の趣旨

令和6年能登半島地震を踏まえた国の防災基本計画および北海道地域防災計画の修正等の反映

■ 主な修正項目

総則

- ・観光客など市に滞在するあらゆる人々も保護対象

災害予防計画

- ・女性防災リーダーの育成など男女共同参画の促進
- ・家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズに配慮
- ・消防団の強化に向けて車両・資機材等の充実
- ・広域避難の円滑な実施に向けた対応手順の明確化
- ・観光施設を通じ観光客へ情報提供できる体制の構築
- ・冬期の避難誘導體制の検討
- ・在宅避難者等の支援拠点を設置

災害応急対策

- ・災害情報等の通信手段の多重化・多様化
- ・相互応援（受援）体制の整備
- ・避難所開設当初からパーティション，簡易ベッド等を設置
- ・避難所運営において被災者の尊厳が保たれるよう配慮
- ・救援物資拠点の設置および民間施設の活用
- ・緊急輸送手段に無人航空機を活用
- ・応急住宅にムービングハウス等を活用